



平成20年 5月16日

各 位

株式会社 エー・アンド・デイ  
代表取締役 古川 陽  
(コード番号：7745 東証第一部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 伊藤 貞雄  
電話番号 048-593-1111

### ストック・オプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、ストック・オプションを目的とした新株予約権の発行に関する議案を、平成20年6月25日開催予定の当社第31回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、株主価値向上を意識した経営を推進するとともに優秀な人材を確保すること等を目的として、新株予約権を金銭の払い込みを要することなく割り当てるものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の使用人並びに当社の子会社の取締役及び使用人

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。

ただし、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同様とする）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。なお、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他の組織変更を行う場合においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権と引換えに行う払い込み

金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）又は割当日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）のいずれか高い方の金額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（ただし、会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年6月26日から平成30年6月25日まで

(7) 新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時迄継続して当社もしくは当社子会社の役員又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の一部行使は、その目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

③新株予約権の相続は認めない。

④その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得事由

- ①以下の i から iv までに定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合には当該議案につき当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合においては、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得する。
  - i. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ii. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
  - iii. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - iv. 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
  - v. 新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
- ②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ④その他の取得事由は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(11) 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 組織再編時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法 236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前(2)号に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前(5)号で定められた行使価額に準じて決定された金額に、③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間  
前(6)号に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前(6)号に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件  
前(7)号に準じて決定する。

- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前(8)号に準じて決定する。
  - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - ⑨新株予約権の取得条項  
前(10)号に準じて決定する。
  - ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合  
前(11)号に準じて取り扱う。
- (13) その他  
その他、新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権発行の取締役会決議により定める。

以上

(注) 上記内容につきましては、平成20年6月6日開催予定の当社第31回定時株主総会において承認可決されることを条件と致します。